

# 自動車税減免申請却下処分取消等請求事件

## 1 はじめに

(1) 地方税法第145条第1項（ただし、平成28年法律第13号による改正前のもの）は、「自動車税は、自動車（略）に対し、主たる定置場所所在の道府県において、その所有者に課する。」と規定し、道府県が自動車の所有者に自動車税を賦課できる旨を規定している。

(2) 今回紹介する最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決は、愛知県（被告・被控訴人・上诉人）が、X（原告・控訴人・被告人）に対し賦課した平成17年度及び平成18年度の自動車税に関し、Xが愛知県県税条例第72条に基づきなした自動車税の減免申請に対し、これを却下したことをめぐる

いわゆる税務訴訟であり、最高裁において原審判決（名古屋高裁平成20年11月20日判決）を破棄し、自判した判決であり、税法の解釈、適用を考える上で参考となるものと思われるので、紹介する次第である。

## 2 事案の概要

(1) Xは、平成13年1月23日、A情報宣伝局長の肩書を有するBからその自宅に呼ばれた上、X名義で自動車ローンを組んで自動車を購入しこれをBに貸与するよう要求されるとともに、同人から「俺は足がない。どうしてくれるんだ。次はないぞ。」と脅迫されたため、やむなくこれを承諾し、同人の指示どおり、その指定した自動車（以下「本件自動車」という。）についてC信

販会社との間で自動車ローン契約を締結し、本件自動車を購入した。

(2) Xは、購入した本件自動車をそのまま同人に引き渡したのであるが、本件自動車は、同年2月2日、所有者を上記C信販会社、使用者をX、使用者の住所及び使用の本拠の位置をX肩書地として、自動車登録ファイルに登録された。

(3) 愛知県は、本件自動車の納税義務者はXである（地方税法第145条第2項参照）ことから、Xに対し自動車税を賦課していた。

(4) Xは、Bが本件自動車の返還をなさないことから、弁護士と相談の上、平成15年1月10日、名古屋地方裁判所岡崎支部に、Bを被告として、本件自動車等の引渡し及び貸金の支払を求める訴えを提起したが、

Bは適式な呼出しを受けながら口頭弁論期日に出席せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかったことから、同岡崎支部は同年8月5日、Xの請求を認容する旨の判決を言い渡し、同判決は確定した。その後、

Xが同判決を債務名義として名古屋地方裁判所執行官に対して申し立てた動産執行は、Bの住所地が空き家となっていたため、同年10月16日、執行不能により終了した。

(5) Xは、平成19年1月26日、愛知県豊田加茂県税事務所長に対し、同13年4月ころに本件自動車にBに横領されて以降、Xは本件自動車を占有しておらず、本件自動車の所在も不明であるなどとして、平成17年度及び同18年度の本件自動車に係る自動車税各3万9500円の減免を申請したが、同19年3月30日、同県税事務所長から、愛知県県税条例第72条の減免事由に該当しないことを理由として上記申請を却下する旨の処分を受けた。

(6) なお、本件自動車は、平成19年2月21日、名古屋市内の路上に放置された状態で発見され、同年7月18日、廃車手続がされている。

(7) Xは、愛知県知事に対し、本件却下処分について審査請求をなしたが、愛知県知事は審査請求を棄却したので、愛知県（処分行政庁・愛知県豊田加茂県税事務所）を

被告として、本件却下処分の取消しを求めて訴訟を提起した。

### 3 第1審・名古屋地裁平成20年5月29日判決（判例秘書登載・判例番号L06350503）

#### (1) 主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

#### ① 名古屋地裁の判示

「自動車税は、地方税法145条1項が『自動車に対し、主たる定置場所所在の道府県において、その所有者に課する』旨規定し、本件県税条例61条1項が『県内に主たる定置場を有する自動車に対し、その所有者に課する』旨規定していることに照らせば、自動車の所有という事実と担税力を認めて課する一種の財産税であると解される。なお、自動車税が、同時に、当該自動車が道路を走行することに伴って生ずる道路の損傷分について応分の負担をさせるという性格を併せ有することは否定できないが、当該自動車が販売されて運行可能な状態におかれた場合には、道路において現実運行されているか否かを問うことなく当該自動車の所有者が納税義務を負うことか

らすれば、道路の利用に伴う損傷分を負担させるといふ側面は付随的なものにすぎないと解するのが相当である。」

#### ② 自動車税についての減免事由について

ア 「自動車税の減免については、地方税法162条は『道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要とする者限り、当該道府県の条例の定めるところにより、自動車税を減免することができる。』と定め、これを受けて、本件県税条例72条は『知事は、天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、必要があると認めるものに対し、自動車税を減免することができる。』と定めているところ、『天災その他特別の事情により被害を受けた者』との規定は、その文言からすれば、天災により自動車に損傷を受けた場合のように、納税義務者に何ら責任のないことが客観的に明らかなき事情によつて当該自動車を運行することができなくなった場合等をいうものと解するのが相当であり、また、『自動車税を減免することができる』との文言からすれば、『自動車税を減免するか否かについては、自動車税の法的性格を踏まえ、知事及びその委任を受けた県税事務所長の合理的な裁量にゆだねる趣旨であると解するのが相当である。』

イ 「愛知県においては自動車税の賦課徴収に關し本件基本通達を定め、本件基本通達において、本件県税条例72条に規定する減免の取扱いについて、(ア) 天災により自動車の原動機等に被害を受けたため相当の期間において運行不能となったもの、(イ) 盗難により相当の期間において自動車を所有できなかったと認められるもの、(ウ) その他特別の事情によるもので総務部税務課と協議し必要と認められたものについて、自動車税の減免を認める旨を定めている。本件基本通達の上記内容は、自動車税の法的性格や減免の制度趣旨に照らして合理的なものとして認められる。」

③ Xの主張について

ア 「原告は、Bから脅迫されて本件自動車を購入し、その後Bに本件自動車を横領されて、全く利用することができず名義変更するなどの措置を講ずることもできなかったから、本件自動車に係る自動車税の減免を認めなかった本件県税事務所長の本件却下処分は、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用する違法なものである旨主張する。

しかし、原告は、別件訴訟の訴状に、Bが原告に対して迷惑をかけないから自動車を購入してほしいと依頼し、原告はこれを承諾してCとの間で自動車ローン契約を締

結して本件自動車を購入した旨を記載し(略)、また、愛知県総務部税務課主任が、平成19年7月4日、本件却下処分に係る審査請求の手續において、原告代理人に対して訴状の上記記載の趣旨を確認したところ、原告代理人は、Bは、何らかの事情で自己名義で自動車を購入できない事情があったため、原告に対し本件自動車の購入を依頼し、原告はやむなく名義貸しに応じた旨の説明をしたことが認められる(略)。そうすると、原告又は原告代理人が自ら作成し又は口頭で説明したこれらの内容に従って、原告は当初からBが使用することを承知の上でBのために名義貸しをして本件自動車を購入したものと認めるのが相当であり、原告がBから脅迫されて本件自動車を購入したとか、Bに本件自動車を横領されたという原告主張の事実は直ちにこれを認めることができない。

なお、仮に、原告が主張するように、Bから脅迫されて本件自動車を購入したとか、Bに本件自動車を横領されたという事実があったとしても、そうした事情は、本件基本通達に従っても自動車税の減免事由に当たるものではないし、天災により自動車に損傷を受けて運行不能になった場合のように、納税義務者に何ら責任のないこと

が明らか客観的事情により当該自動車を運行することができなくなった場合であるともいえない。また、自動車税の法的性格に照らしても、本件自動車の所有者として納税義務を負う原告が、本件自動車を運行することができない状況になったという事由のみから、直ちに本件自動車に係る自動車税を減免しなければならないともいえない。」

イ 「原告は自動車盗難された場合には自動車税の減免を認め、横領された場合にこれと異なる扱いをする合理的理由に乏しいとも主張する。しかし、①盗難による被害のように突然占有者の意思に反して自動車の占有を奪われるような場合ではなく、自動車税の納税義務者が第三者に自動車の使用を承諾した結果、その者により自動車が持ち去られ、自動車税の納税義務者がその自動車を使用できない状況となった場合には、同納税義務者にそのような者に自動車の使用を承諾したことについて責任がないとはいえないこと、②盗難の場合には、窃盗犯人を特定することができず、犯人に対してその損害を求償することが不可能な場合が多いのに対し、横領の場合には、犯人が特定でき、その損害を求償することが窃盗の場合に比べて容易であることなどの差

異があるから、原告がBに本件自動車を横領されたという原告主張の事実を前提としても、盗難の場合に自動車税の減免を認め一方で、本件の場合にその減免を認めない扱いが直ちに不合理であるとはいえない。」

#### 4 第2審…名古屋高裁平成20年11月20日判決（判例秘書登載・判例番号L06320821）

##### （1）主文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人に対し平成19年3月30日付けでした自動車税の減免申請却下処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、1、2審とも被控訴人の負担とする。

##### （2）

##### ① X（控訴人）の主張について

ア 「控訴人は、平成12年8月頃、A情報宣伝局長・Dと名乗るBと知り合ったが（ただし、Bの本名を知ったのは、後に、別件訴訟を提起するために調査した際である。）、同年9月22日Bに喫茶店に呼び出され、『80万円貸してくれ。（そうしてくれなければ自分の）片腕が取られる。何とかしろ。』などと脅されたため、怖ろしくなっ

て、同年10月15日に150万円、同年12月27日に100万円を交付したこと、Bは『貸してくれ。』との言い方はするが、利息の話も弁済期の話も一切せず、控訴人は、返済が受けられるとは思っていなかったこと、平成13年1月23日、控訴人は、Bの自宅へ呼ばれ、控訴人名義で自動車ローンを組んで車を買ひ、その車をBに貸すように言われ、一旦断ったものの、Bに『俺は足がない。どうしてくれるんだ。次はないぞ。』と脅されたため、Bの言うことを聞かなければ何をされるか分らないと恐れ、やむなくこれを承諾してBの指示通りBの指定した自動車についてCとの間で自動車ローン契約（本件自動車の所有権はCが留保、控訴人はその使用者となる。）を締結して本件自動車を購入し、そのままBに引き渡したことを認めることができる。なお、控訴人代理人が作成した別件訴訟の訴状にはBから脅されたことの記載がなく（略）、また、控訴人代理人は、本件却下処分に係る審査請求手続において、控訴人がBから脅迫されたことを説明していないが（略）、控訴人作成の陳述書（略）の記載に照らすと、上記訴状に記載がないこと及び控訴人代理人の説明がなかったことは、上記認定を左右するものではない。

上記の認定事実によると、控訴人は、Bから脅されて、当初からBが使用することを承知の上でBのために本件自動車を購入し、引き渡したものであるから、本件自動車を喝取されたものと認めるのが相当である（略）。

イ 「脅迫されて自動車を購入し、引き渡した本件のような場合には、相手方が特定されており、その損害を求償することが窃盗の場合に比べて容易であることなどの差異があるから、上記の認定事実を前提としても、盗難の場合に自動車税の減免を認める一方で、本件のような場合にその減免を認めない取扱いが直ちに不合理であるとはいえない。

しかしながら、本件においては、控訴人は、単に、Bに本件自動車を喝取されて、その使用ができない状況になったのみではなく、さらに、そのような状態を改めるべく弁護士に相談した上、Bに対して本件自動車の引渡しを求める別件訴訟を提起して勝訴判決を得るや、確定した同判決に基づき、強制執行を申し立てたものであって、Bが転居して行方不明となったため執行不能となったことに鑑みれば、以後、控訴人において自動車税を支払った上で、Bにその損害賠償を求めることは、事実上不可能

になったものと認められる(略)。なお、本件却下処分の対象となった減免申請がされた自動車税は、上記執行不能となった後の平成17年度及び平成18年度分の自動車税である。

したがって、盗難のように突然占有者の意思に反して自動車の占有を奪われた場合ではなく、第三者に自動車を喝取された結果、その者により自動車が持ち去られ、自動車税の納税義務者がその自動車を使用できない状況となった場合には、納税義務者は、瑕疵ある意思であるにしても、自らの意思で自動車を引き渡したことについて責任がないとはいえないけれども、控訴人は、その後、その状態を解消するために、できる限りの努力をしていること、また、盗難の場合には、窃盗犯人を特定することができず、犯人に対してその損害を求償することが不可能な場合が多いが、本件のように、喝取者に対し返還訴訟を提起し、その勝訴判決に基づき、自動車返還のための強制執行の申立てをしたにもかかわらず、喝取者が転居して行方不明となり、自動車の所在も不明であったという場合には、犯人を特定できるにしても、自動車税の求償をすることは事実上不可能であり、盗難の場合と比べてさほど変わりはないことなどからす

ると、控訴人がBに本件自動車を喝取された後、別件訴訟を提起するなどしてその返還を求めてできる限りの努力をし、最終的には、ずっと後になって路上に放置されていた本件自動車を回収することができたという上記の認定事実を前提とすると、盗難の場合には自動車税の減免を認めるが、本件の場合に、執行不能となった後の自動車税についてもその減免を認めないとする取扱いは、不平等であり、合理性があるとはいえないというべきであり、その点で、本件却下処分は、その裁量権の範囲を逸脱したものとわづらざるを得ない。」

② 愛知県(被控訴人)の主張について

「被控訴人は、控訴人が本件自動車を取り戻すためにできる限りの努力をしたとしても、そのような行為に対して減免を認めることには、明文上の根拠がなく、また徴税事務の合理化・迅速化に反するものである旨主張するが、本件のように、不法行為者に対して違法状態を解消するための訴訟を提起し、その判決に基づき強制執行を申し立てたが、不法行為者が自動車とともに行方不明となり執行不能となったという明瞭な事実が存するのであれば、申請者の提出資料(陳述書を含む)により上記特別の事情を認めることは特に困難ではないと

いうべきであり、窃盗の場合の警察への被害届の提出といった明白な証拠資料を提出できなくとも、そのことをもって、裁量処分である自動車税の減免処分をしないことを正当化できるものではない(略)。」

5 上告審・最高裁平成22年7月6日判決(裁判集民事234号181頁)

(1) 主文

- 1 原判決を破棄する。
- 2 被上告人の控訴を棄却する。
- 3 控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

(2) 最高裁の判示

① 課税の減免事由について

「課税庁による恣意を抑制し、租税負担の公平を確保する必要性にかんがみると、課税の減免は、法律又はこれに基づく命令若しくは条例に明確な根拠があつて初めて行うことができるものというべきである。地方税法162条による自動車税の減免は、天災等により担税力が減少し又は消滅したため、徴収の猶予等の同法の定める他の措置によつても同税の負担を課すことが相当性を欠くと認められるような納税者に対し、地方公共団体の条例において定める

要件に適合することを条件として個別的な救済を図るための制度であると解される。

この規定を受けて、本件条例72条は、『天災その他特別の事情により被害を受けた者』に対し自動車税を減免することができると規定しているところ、これは、天災等によりその財産につき損害を受けた者に対し、上記と同様の観点から、同税の減免を認める趣旨のものと解される。そして、その財産につき損害を受けた納税者に対する徴収の猶予について定める地方税法15条1項1号は、『震災、風水害、火災その他の災害』及び『盗難』という、いずれも納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかなる事由によって担税力が減少し又は消滅した場合のみを要件として掲げている。そうすると、本件条例72条の定める減免の要件としての『天災その他特別の事情』についても、徴収の猶予の要件よりも厳格に解すべきものであるから、少なくとも、これらの要件と同様に、納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかなる事由によって担税力を減少させる事情のみを指すと解するのが文理にも沿い、相当である。』

② Xの訴訟提起等の努力について

「損害の回復のためにできる限りの方を講じたものの不奏功に終わったというよ

うな事情は、当該損害を被った者につき自動車税の減免の『必要があると認めるもの』に当たるか否かを判断する際に考慮すること

とがあり得るのは格別、当該損害自体が納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかなる事由によって生じたといえるか否か、すなわち、『天災その他特別の事情』に当たるか否かの判断には直接の関連性を有しないものといわざるを得ない。」

③ 本件事案と減免事由との関係について

「前記事実関係によれば、被上告人は、脅迫された結果であるとはいえ、Bに対し本件自動車を貸与することを承諾していたというのであるから、被上告人がその購入した本件自動車を利用し得ないという損害を被ったとしても、それが被上告人の意思に基づかないことが客観的に明らかなる事由によって生じたものとはいえず、したがって、これを『天災その他特別の事情』に当たるといえることはできない。」

そうすると、本件処分時において被上告人につき本件条例72条の定める減免の要件を満たしていないとした愛知県豊田加茂県税事務所長の判断は相当であり、他に、本件処分に取り消すべき違法があったことがうかがわせる事情は存しない。」

## 6 本最高裁判決の意義

(1) 第1審判決、第2審判決、本最高裁判決を対比して読めば、本件の争点は、愛知県条例第72条が規定する「知事は、天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、必要があると認めるものに対し、自動車税を減免することができる。」との条文のうち「天災その他特別の事情」をいかなるものと解釈するかの点にあるといっても決して過言ではないものである。

(2) 本最高裁判決は、愛知県条例第72条の解釈に当たり、「徴収の猶予」を規定する地方税法第15条第1項第1号との対比から論じているのであり、税法（及び税条例）の解釈については厳格にこれをなすべき旨を判示しているのである。

(3) 改めて述べるまでもなく、税法は厳格に解釈されなければならないものであり、最高裁昭和62年10月30日第三小法廷判決（裁判集民事152号93頁）が「信義則の法理」に關しいみじくも判示するとおり、「租税法規の適用における納税者間の平等、公平」という要請が充分考慮されなければならないのである。